



東京都立北療育医療センター（児童発達支援センター）

保育所等訪問支援事業について



- 保育所等訪問支援は、児童福祉法に基づく療育サービスです。
- 保育所等（保育園・幼稚園・学校・学童クラブ等）を利用中の配慮を必要とするお子様が楽しく集団生活を送れるように訪問支援員が保育所等を訪問し、お子様への専門的な立場から支援を行い、訪問先の施設職員に対してお子様の関わり方の工夫等の助言を行います。
- 対象は保育園・幼稚園・こども園・小学校（特別支援学級・学校含む）・学童クラブに通う近隣区居住の配慮を必要とする児童です。
- 支援には当センターの専門職員が対応します。
- 利用には「**受給者証**」が必要となります。
- 訪問支援日は月曜日から金曜日の間で行い、訪問頻度・支援時間はケースにより異なります。
- 費用について：保育所等訪問支援給付費の**1割負担**となります。
（※幼児の無償化対象事業：満3歳になって初めての4月1日から3年間）

○利用の流れ

- （１）利用希望者より本事業のサービス利用の相談/申請書提出
↓
- （２）訪問支援担当者が訪問先施設に訪問支援の打診実施
↓
- （３）区に**※受給者証交付の手続き**の上、北療育医療センターと契約
↓
- （４）個別支援計画作成・保育所等施設との訪問調整
↓
- （５）訪問支援の実施・保護者への状況報告



❖お問い合わせ：北療育医療センター 医療相談室

０３（３９０８）３００１

